

富津市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例による意見書提出要領

●意見書の記載方法

- ・住所、氏名は必ず記載してください。
- ・意見は、生活環境影響調査に関するものに限りです。

※意見書は任意の様式でも提出できますが、以上の2点の記載がないものは受付できませんので、ご注意ください。

●意見書の提出先

(持参する場合)

- ・富津市市民部環境保全課

(郵送する場合)

- ・富津市市民部環境保全課

〒293-8506 富津市下飯野 2433

(ファクシミリの場合)

- ・富津市環境センター 0439-37-2288

(電子メールの場合)

- ・富津市環境保全課 info@city.futtsu.chiba.jp

※送付の際は、富津市環境センター（電話 0439-37-2020）まで確認の連絡をお願いします。

●意見書の提出期間

令和3年8月1日（日）から令和3年8月14日（土）まで

※郵送の場合は、令和3年8月14日（土）の消印有効

●意見を提出できる方

- ・富津市に居住する方及び富津市内で事業を営んでいる方

●その他注意事項

- ・意見書に記載された個人情報については、生活環境影響調査の告示、縦覧手続の目的のためにのみ使用し、その取扱いには十分留意し、他の目的には使用いたしません。
- ・提出されたご意見に対しては、個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。